

育友会会則

学校法人国際共立学園
国際共立学園高等専修学校

育友会会則

(名 称)

第1条 本会は、国際共立学園高等専修学校育友会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、国際共立学園高等専修学校学内におく。

(目 的)

第3条 本会は、国際共立学園高等専修学校の教育振興に協力し、優秀な美容師・製菓衛生師・調理師となる人材の育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を遂げるため、次の事業を行う。

1. 本校の教育活動及び教育環境の改善に、協力助成すること。
2. 生徒の保健衛生、文化、体育の奨励に関すること。
3. 美容・製菓・調理教育の理解と、推進に関すること。
4. 教職員の研修助成に関すること。
5. 会員及び生徒の慶弔に関すること。
6. その他目的達成のために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会の会員は、国際共立学園高等専修学校の生徒保護者、または、これに代わる保証人を以って一般会員とし、また、本会の目的に賛同協力する者で生徒の保護者以外の者、及び、教職員を特別会員とする。

(組 織)

第6条 本会は第4条の事業を行う為に、次の組織をおく。

1. 定例総会
2. 役員会
3. 監査会

(役 員)

第7条 本会に、次の役員、及び、会計監査をおく。

役員は各クラスより2～3名、役員総数を15名以内とする。会長1名、副会長は各学年1名と副校長を含め4名、会計5名、書記5名、会計監査2名、但し、会計1名、書記1名は、学校教職員から選任する。役員は、会計監査を兼ねることはできない。

(役員を選出)

第8条 役員並びに会計監査は、総会に出席した会員の互選によって選出される。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、重任を妨げない。但し、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。また、役員の定年を、3期3年とする。

(役員職務)

第10条 役員及び会計監査は、次の職務を行う。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その代理となる。

3. 役員は、会務を審議し、その運営の任にあたり、会員の事業への参加、協力を促す。
4. 書記は、会議の議事、並びに会の活動に関する重要事項を記録し、保存する。
5. 会計は、会計事務を担当し、収支を記録し、予算書・決算書を作成する。
6. 会計監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(総会の招集)

第11条 総会は、毎年1回6月に会長が書面もしくは電磁的方法（電子メール）により招集する。
但し、会長が必要と認めたとき、及び会員の3分の1以上の要請のある場合は、臨時に開くことができる。

総会の議長は会長があたり、臨時による総会の議長は会員の互選により決める。

(総会の決議)

第12条 総会は、会員の3分の1以上を以って成立し、決議は出席者の過半数を以って決する。但し、いずれも書面もしくは電磁的方法（電子メール）による委任状を含む。

(付議事項)

第13条 総会に付議する主な事項は、次のとおりである。

1. 会則変更の件
2. 役員・会計監査選出承認の件
3. 予算の決議、及び決算の承認
4. 事業計画の審議決定
5. その他必要と認めたこと

(役員会)

第14条 第6条2項に基づき次の通りとする。

1. 役員会は会務を遂行するため、全役員をもって構成し、総会の意に基づいて一般の会務、及び緊急事項について審議する。
2. 役員会は会則に別段の定めのある場合を除くほか、役員総数の過半数の役員が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。
3. 役員会は毎年3回5月・9月・2月に開催する。

(1) 但し、緊急を要する場合で会長が必要だと認めた場合はこの限りではない。

(委員会)

第15条 特別な事項については、臨時に委員会を置くことができ、任務が終了したときに解散する。

第16条 学校長は、必要に応じて各会議に出席して、意見を述べることができる。

(会費)

第17条 この会の会費は、会員は、月額1,000円を収める。

(会計)

第18条 この会の会計は、会費・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第20条 運営についての細則は、役員会の決議を経て定めることができる。

(慶弔他規程)

第21条 国際共立学園高等専修学校育友会の生徒・会員・教職員に関する慶弔については、この規定を基準として実施する。

1. 慶弔に関する事項

- (1) 生徒が死亡したときは、香料10,000円を贈り、弔意を表す。
- (2) 会員が死亡したときは、次の香料を贈り、弔意を表す。
 - (イ) 会員が死亡したとき10,000円、役員及び配偶者の場合10,000円と供花。役員と同居の親が死亡した場合も同様とする。
 - (ロ) 教職員またはその配偶者が死亡したとき10,000円と供花。教職員と同居の親の死亡の場合も同様とする。
- (3) 生徒が疾病障害等により3週間以上の入院または自宅療養を要するときは見舞金10,000円を贈る。
- (4) 不時の災害によって会員が損害を受けたときは、その状況より役員会にはかり、見舞金を贈る。
- (5) 役員が疾病障害等により10日以上入院したとき10,000円の見舞金を贈る。
- (6) 教職員が結婚または第1子を出産したときは、10,000円の記念品代を贈り慶意を表す。
- (7) 教職員が疾病障害等により10日以上入院したときは、10,000円の見舞金を贈る。

附 則

この会則は、令和4年10月1日より施行する。

令和6年6月8日第11条・12条改正